

まえがき

おことわりリンクパンフVol.2をおとどけます。

私たち2020「オリンピック災害」おことわり連絡会（略称：オリンピックおことわりリンク）は、東京オリンピックまで3年半を迎えた2017年1月22日に発足。オリンピック開催がさまざまな分野にもたらしている状況を「災害」であると考え、さまざまな運動をネットワークでつなぐことを目的としています。オリンピックの多くの問題点を明らかにし、それに抵抗していくための取り組みの一つとして、私たちは連続講座を立ち上げました。2017年これまでに行った連続講座第1期は次のとおりです。

第1回「五輪災害と共謀罪」（小倉利丸さん、4月8日、文京区民センター）

第2回「フィールドワーク・東京五輪のメインスタジアム建設が進む神

宮外苑の再開発地区を歩く」（アツミマサズミさん、5月27日、神宮外苑周辺+渋谷区穂田区民会館）

第3回「パラリンピックは障害者差別を助長する」（北村小夜さん、ますだらなさん、7月15日、千駄ヶ谷区民会館）

第4回「オリンピックはスポーツをダメにする!」（山本敦久さん×岡崎勝さん、10月9日、アカデミー音羽・多目的ホール）

「おことわりリンクパンフ」はこれら講座の内容を順次記録していきます。第1号は、韓国・ピョンヤン冬季五輪（2018年）反対運動を続けるイ・ギョンリョルさんとスポーツ・ジャーナリストの谷口源太郎さん（2月25日）、ブラジル・リオ五輪（2016年）の住民排除問題に取り組んできたジゼレ・タナカさん（3月3日）による「国際おことわりコンベンション（IOC）」の記録でした。講座第1回「五輪災害と共謀罪」は、共謀罪成立以前の講演だったこと、小倉利丸さんの講演をまとめた同主旨のパンフレットがATTAC Japan（首都圏）より発行されていることから、パンフレット化を見送りました。

このVol.2は、講座第2回で、アツミマサズミさんがフィールドワークの案内を務められたあと、渋谷区穂田区民会館で行った学習会の記録を中心にしています。フィールドワーク順路の概略とともに、当日配布した資料と、時系列表の簡略版を併載しました。アツミさんはフィールドワークの事前

紹介として次のような文章を寄せておられます。

一説によれば、安保関連法で下がった政権支持率を回復するために実行された新国立競技場の白紙撤回。この白紙撤回は建築のみで都市計画部分はまったく白紙になっておらず、原宿駅と渋谷駅の間を走る山手線の車窓から見える岸記念体育館が神宮外苑地区に移動してきて超高層ビルに。

フジヤマのトビウオこと古橋広之進が世界記録を連発した旧神宮プール脇に三井不動産がホテルを作る計画を進めるなど、大規模開発が進行中。仮設で作るはずだった新国立競技場のサブトラックを常設で作るべきなどと言いだした小池都知事の発言も相まって迷走中。

明治天皇と昭憲皇太后の「遺徳」を後世に伝える目的で市民の寄付金と勤労奉仕で造成された神宮外苑地区を商売の道具にするための計画が進んでいるのにオリンピック反対派をサヨク・過激派扱いして神宮外苑地区をないがしろにする連中を非国民・逆賊扱いしない世間ってなに。

東京2020オリンピックオフィシャルパートナーの読売新聞、朝日新聞、日経新聞、毎日新聞がろくに記事にしない神宮外苑の再開発がどのように進んでいるか。ご自分の目で確認してみませんか。百聞は一見にしかず。皆様の参加をお待ちしています。

オリンピックを口実とした「開発」が、ほんの一握りの者たちの権益のために、多くの人びと、とりわけ弱い人びとの犠牲のもと、法律を無視した強引な形で行われつつあること、それを知りながら識者やマスコミが見て見ぬふりをしていることが、いま現在の恐怖として伝わってきます。

このパンフは、天野恵一さん（反天皇制運動連絡会）と鶴飼哲さん（一橋大学教員）が12月16日に一橋大学で行う講座第5回「ナショナルイベントとしての東京五輪」の会場で最初に配布します。講座第3回以降の記録も順次発行していく予定です。

講座第6回は2018年3月31日に「3・11と『復興五輪』」と題して行う予定で、小出裕章さん（元・京都大学原子炉実験所）と佐藤和良さん（いわき市議会議員）が参加されます。場所は未定ですが、詳しくは当ホームページをごらんください。来年から始まる第2期講座もふくめ、ふるってご参加ください。

◆ 新国立競技場問題の何が問題なのか？

●はじめに

司会（児玉啓太）…オリンピック災害おことわりリンクの連続講座第二回を始めます。今日のテーマは神宮周辺の再開発問題で、フィールドワークとセットの学習会となっています。いま二時間ほどのツアーを講師のアツミマサズミさんと一緒にまわってきたわけですが、これからの時間は、そこで実際に見てきたことへの理解を深めるための学習会となります。この学習会から参加された方もいらっしやると思います。このような趣旨となっています。ご了承ください。では、アツミさんよろしくお願ひします。

アツミマサズミ（東京にオリンピックはいらないネットワーク

初めまして、アツミです。私は、二〇一六年オリンピック招致

のときに作られた「東京にオリンピックはいらないネット」で、オリンピック反対の活動をしていました。そのころから比較すると、神宮外苑地区の何が問題かということがわかっていきます。

●オリンピック固有の問題

新国立競技場の何が問題かという話の前に、神宮外苑の問題とは直接関係ないですが、オリンピック固有の問題から話します。

まず、オリンピックは都市が開催するということになっていますが、「複数都市での開催は不可」ということがオリンピック憲章で書かれています。みなさんも覚えていると思いますけど、広島と長崎でやろうとって失敗した理由は、この規定によりです。

二番目の問題は厳しい財政保証です。組織委員会で森喜朗氏がお金を出せ出せとわがままを言っていますが、お金が集まらなくなったら東京都が補填をすることになります。東京都の立候補ファイルには以下のように書かれています。

「万が一、大会組織委員会が資金不足に陥った場合は、IOCが大会組織委員会に支払った前払金その他の拠出金のIOCに対する払い戻しを含めて、東京都が補填することを保証する。また、東京都が補填しきれなかった場合には、最終的に、日本国政府が国内の関係法令に従い、補填する」。

それでもいまは、お金を集めきれない組織委員会と東京都がバトルしている状況にあります。そして、東京都が払えなかったら、



●神宮外苑地区特有の問題
次に神宮外苑地区特有の問題について説明します。抑えるべきは三点です。

(1) そもそも二〇一六年オリンピック招致のメインスタジアムは晴海

東京都は、二〇一六年オリンピックの招致をして失敗しました。その時のメインスタジアムは晴海でした。なぜ晴海にしたかという点と、敷地面積や各種法規制が厳しいので、晴海地区にしたという点です。招致委員会が二〇一〇年に出した『2016年オリンピック・パラリンピック競技大会招致活動報告書』には次のようにあります。

「晴海、霞ヶ丘の両地区について、敷地面積、各種法規制、交通アクセス、後利用等の観点から検討したところ、平成19(2007)年4月までに、霞ヶ丘地区でのオリンピックスタジアム整備は困難との結論に達した。この結果は同年5月22日、招致委員会理事会に諮り、オリンピックスタジアムを晴海地区に建設する計画とすることを決定した上、発表した」。

「以上が、オリンピック固有の問題です。」

二〇一六年でダメなものが二〇二〇年なら大丈夫となるのには何か裏があるのではと考えて私はこの問題に取り組みははじめまし

た。物が立てられるかどうかという建築の人とは視点がそもそも違います。

報告書の「敷地面積」と「各種法規制」というのは何か。いっぱいあるのですが、その説明に移ります。

(2) 国立競技場の近隣の様子、各種法規制とは？

資料1の国立霞ヶ丘競技場周辺地図(二〇一四年四月一六日渋谷区議会、五輪・パラ特別委資料)がありますのでみてください。国立霞ヶ丘競技場というのは、昔の国立競技場で、今は壊されたところですよ。この地図の赤い線のところがJSC(独立行政法人日本スポーツ振興センター)が持っている土地です。いくつか分かれてますが、JSCが持っている土地だけでは新国立競技場は作れません。それでどうするかというと、その下にある都立明治公園の、この赤い破線のところをぜんぶオリンピックの敷地にするといいわけです。明治公園は都立ですから都が所有です。隣は日本青年館。キャバが手頃で「ももクロ」やAKBが初の単独ホールコン、もちこと嗣永桃子がリーダーをつとめる「Buono!」4DAYS公演で使われ、アイドルの登竜門として有名でした。ここは財務省です。それらがメインスタジアムの敷地になるわけです。

何か建物を造る時には、自分の敷地内に収めるというのが普通ですが、JSCは、オリンピックのために八万人規模のスタジアムを作らなくてはならない、そのために敷地を拡げることによってやっている。

二〇一六年の時は敷地を拡げるといって無理はしないで晴海にし

ようということになったわけですが、今回は人の土地でもいいやといつて拡げているというわけです。

こういった形で明治公園がなくなったらどうなるか。すでにある公園の土地面積を減らしてはならないということで、明治公園の減ったぶんを、隣接する都営住宅(霞ヶ丘アパート)の敷地を公園に充てておきなう。それでも足りない部分は人工地盤を作って面積の辻褄を合わせると。

規制として、周辺は第一種文教地区で、キャバレーや観覧場などは作ってはいけない、ということになっている。国立競技場は観覧場としたいけど、すでにあるものは該当せず例外規定をつかっていいことにしました。法律違反ではないけど、それってあり？一般人なら認められないけど、オリンピックだからいいだろう、といつてやっているのがこの部分です。

同じように、第二種風致地区という規制もかかっています。オリンピックスタジアムができる場所は、建物は一五メートルの高さまでしか造れないということになっている。

このあたりの規制は何かどうなっているか。二〇一二年三月六日国立競技場将来構想有識者会議資料です(この冊子では省略)。第一種文教地区、第二種風致地区、都市計画公園緑地、用途指定など規制がかかっている様子が分かります。

こういった規制があるかぎり、好きにはできないので、何をするかというと、規制緩和する。そんなふうには、面積は東京都財務省の土地を取り上げ、法的規制は変えていく、といったことをやっているわけです。他にも高さ制限を変えようとしているとか、いろいろありますが、ここでは省略します。

まとめると、オリンピックを開催するためには新国立競技場建

国立霞ヶ丘競技場周辺地図

[資料 1]

●東京都心、霞ヶ丘地区にはスポーツ施設が揃っている。●周辺には鉄道施設が整備され、交通の便が非常によい。



日本スポーツ振興センター所有地	財務省所有地	東京都所有地	明治神宮所有地	一般財団法人高度技術社会推進協会所有地	民間所有地
-----------------	--------	--------	---------	---------------------	-------

■現在の都市計画(規制) ①観覧場の用途が規制対象(第二種中高層住居専用地域・文教地区)
 ②高さ上限15m(風致地区) ③都市計画公園内の建築許可 等様々な規制がかかっている。

設用地を拡大する。拡大するためには明治公園を自分の敷地にしないで、明治公園を自分の敷地にすると明治公園の面積が減るから、補充のため隣接するアパートを公園にし、そこに済む住民を追っ払うというわけです。このアパートに住む人たちは何も悪いことをしたわけではないのに追っ払われ、しかも都営住宅に全員引っ越せるほどの空きがないので三箇所に分散。

これらはすべて、二〇一六年の計画とはちがって、晴海地区ではなく神宮外苑地区へのスタジアム建設を強行したからです。

(3) 敷地面積を増やし、 各種法的規制を緩和するために行ったことは

敷地面積を増やし、各種法的規制を緩和するために行ったことについて、前回オリンピック招致に失敗した時の二〇〇九年から現在までを、大きく四期に分けて、資料として出した「新国立競技場建設時系列表」（本パンフ巻末に収録）にそって、簡単に紹介していきます。

第一期 ラグビーW杯招致成功を口実にした神宮再開発十オ リンピック招致（二〇〇九〜一一年）

まず第一期。二〇一一年二月一五日に、『国立霞ヶ丘競技場の八万人規模ナショナルスタジアムへの再整備等に向けて（決議）』が出ます。外苑地区の都市計画と、スポーツ施設再整備です。国立競技場の規模は六万弱だったので、八万規模をつくろうと、そのためには再開発が必要ですよ、という話です。オリンピック招

致が決まる前から再開発の話はあったわけで、この時の中心人物も森喜朗氏だったので、彼が糸を引いているのだらうと思えます。谷口源太郎さんや私がこういったことを言うのは、ちゃんとしたような資料があるからです。

そして二〇一二年三月六日。国立競技場ができたのは一九五八年なので、老朽化しているうえに、旧耐震基準による建物ということもあり、今のままで使えるかどうか調査が必要ということ調査します。それとは別に国立競技場をどうするのかという話し合いの第一回目です。そこで、当時JSCの理事長であり、日本ラグビーフットボール協会理事の河野一郎が次のように発言しています。

「規模については、八万人規模をスタートラインに」。そして「八万人規模となると、左側の明治公園、右側の明治公園、青年館までが建築敷地となる」と。

自分たちの所有地だけではできないことが、当初からわかってたんです。自分たちの土地だけでつくるとするのが普通なのに、この部分もぜんぶ敷地にして新国立競技場を造るというわけです。言うぶんには勝手ですけど、この部分は東京都と財務省の土地ですから。JSCが普通でないというのが、この最初のところから出てきているわけです。

四月一〇日には東京都の当時の技官の安井順一氏がひどいことを言っています。「サブトラックの場所を決めなくても土地計画を行うことは可能」と。どういうことかという、いままでの話はメインスタジアムをつくる話だったのでですけど、オリンピックをやるとしたら、メインスタジアムだけではなくてサブトラックを造らなくてはならない。まわりを歩いただけではわかりづらい

ですが、地図で見ればわかるとおり、そのためのスペースがないですよね。本当はオリンピック招致の前に、サブトラックをどこに造るか決めるのが普通なのに、決めなくてもいいや、と。こういうことを、招致主体である都の職員が言っている。メチャクチャもいいところです。

それに基づいて、早くも東京都は都立霞ヶ丘アパートへの住民説明会を八月二十六日にやっています。当時はオリンピック招致がまだ決まっていないから、ラグビーワールドカップのために敷地をこのアパートまで拡張なくてはならなくなりました、それでここに住めなくなるので移転先を決めるから準備をしてください、というわけです。オリンピック開催決定、しかもラグビー場はここまで拡張なくてはならないと決まっていけないのに、そういうことを言って住民を不安がらせ、自ら引越しする人も出てくる。インチキ臭い、詐欺臭い、騙し討ちみたいなことばかりやっているのが、この敷地問題に関わる部分です。

何度も言うとおりJSCが自分のところだけで新国立競技場を造るのは不可能です。私はオリンピック反対派なのでやめろというわけですが、あの人たちはやめる気はありません。東京都だって明治公園の敷地がなければ新国立競技場ができないとわかっているのです、その際の条件をつけましょうというわけで、二〇一二年一月二十八日にJSCに対して出したのが、『神宮外苑地区地区計画の決定における提案企画書の提出に係る神宮外苑地区地区内の地権者の同意について（回答）』です。新国立建設用地として使う場合は、有料ですよと取り決めたのですが、結局のところ、ただで貸すことになりました。当初からこの部分に拡張すると決めていて、それに対してどう対応するかを考えていたのですが、その

あたりはぜんぶ無視されました。ここまですが前段階、第一期ということになりました。

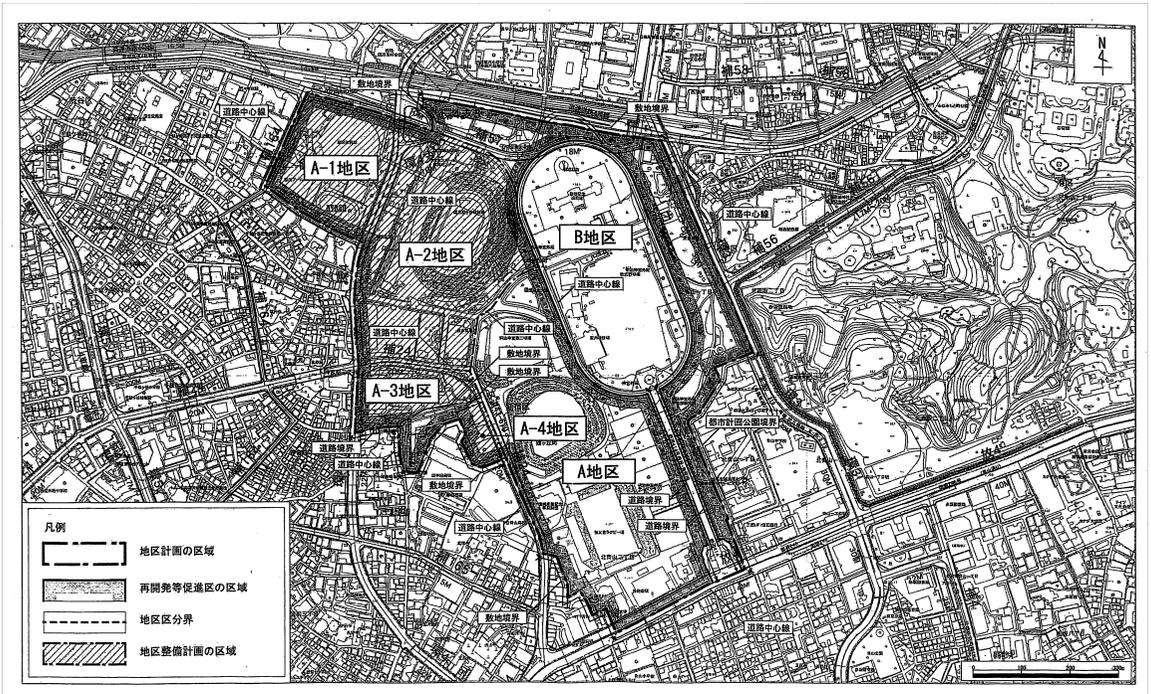
第二期 オリンピックとリンクさせずに神宮再開発のために法的規制緩和（二〇一二年〜一三年）

第二期は、いまの話も若干入ってきますが、オリンピックとリンクさせずに神宮外苑再開発のための法的規制緩和をすすめた時期です。敷地面積を拡張する企みの後半部分にあたります。

都は二〇一三年一月七日にオリンピック招致のための立候補ファイナルを提出して、オリンピック開催が九月に決定しました。重要なのは、六月一七日の東京都による、神宮外苑地区の地区計画変更決定です。資料2の「計画図1」というのがあります。ここでは、神宮外苑地区を勝手にA地区とB地区とに区切っています。B地区とは、さつきツアーでも歩きましたが、聖徳記念絵画館と銀杏並木のあるところです。で、この部分は手をつけないで守るぞ、だけどA地区の部分は再開発をするぞ、と書いています。

A1地区というのがあります。そこは今までは容積率二〇〇パーセントまでしか建てられなかったのを、商業地域にして三〇〇パーセントまで上げ、高さはそのまま三〇メートル。A2地区は新国立競技場を造るところで、高さ七五メートルまで上げるぞ、A4地区は高さ八〇メートルまで上げるぞ、と言っていきます。A4地区は元の国立競技場西庭球場で、ここに何をつくるかといえば、すでに完成した日本青年館とJSCの事務所です。自分たちがつくるところは高さ制限を変えて大きなものをつくれる

[資料2] 計画図1



ようにする。そういったことを報道しないから、一般の人はよくわかっていませんが、この当時から、住民を追い出しても自分たちが得をするように企んでいるというのは、こういったところで推測できます。

この六月の都市計画が終わった後でオリンピック招致が決まるわけですが、この年の八月に、建築家の榎文彦氏が開発はおかしいと批判し、一〇月には「神宮外苑と国立競技場を未来へ手わたす会」という、「谷根千工房」の森まゆみさんとかがやっている市民運動が起ち上がり、そういった関係もあって、当初の計画通りにはいかなかった。榎さんはもともと建築家なので、銀杏並木の景観を守ろうとか建築がおかしいという批判が中心だったし、「手わたす会」の方も建物が大きいのはおかしいという批判が主軸で、都市計画の方をあまり言わなかったのが、国立競技場の建設とその後の再開発につながったのではないかと、私は思っています。

第三期 代替案握りつぶしによる解体工事策動と国立競技場問題を建築問題に矮小化——敷地面積問題等で抵抗する舛添都知事を屈服させ、建築を進める(二〇一四〜一五)

次は第三期です。ここでは、「久米設計による耐震改修基本計画握りつぶしによる解体工事策動と国立競技場問題を建築問題に矮小化」という問題があります。

八万人規模の国立競技場を作る。そのために都市計画を変え、話し合いをした国立競技場将来構想有識者会議と別に、国立競技場を耐震改修して使おうという計画もありました。その時に作

られたのが久米設計による耐震改修基本計画です。二〇一六招致から反対をしていたので国立競技場を耐震改修して使おうという計画があったことは知っていましたが、当時メインスタジアムは晴海案だったので情報公開請求をしませんでした。

二〇二〇のメインスタジアムが神宮外苑になった。あの当時の計画はどうなったか。横さんは建築家ですからそちらから出てくれば情報公開請求をしなくてすむと静観をしていたが、ぜんぜん話題になりません。そこでJSCに対して情報公開請求をしました。JSCの対応策は嫌がらせと開示請求の引き伸ばしです。

まず私は【日本スポーツセンターが、国立競技場の耐震等について、久米設計に委託した調査（2010年度）の結果がわかる文書】として請求しました。出てきたものは『国立霞ヶ丘競技場陸上競技場耐震改修基本計画（抜粋版）』です。わかる文書という請求で概要版が公開されるなんて非常識です。しかもその開示決定までに私との間に調整は一度もありません。だから概要版は受け取らずにいきなり本体出せと主張してもよかったです。JSCがどういう対応に出るかわかりません。だから概要版を受け取って再度本体を請求しました。

そういう妨害があっても開示決定の当初の日時によれば解体工事開始前に入手できるはずでした。ところが国立競技場の解体工事の入札状況に不正があったとして解体工事が遅れる事態になりました。それに合わせるようになぜか私の国立霞ヶ丘競技場陸上競技場耐震改修基本計画及び契約書の開示も勝手に延長され、結局私が入手できたのは解体工事後です。JSCが出すべき資料を出さずに解体工事に入ろうとしている。

そこで私は解体工事説明会で耐震改修基本計画の開示引き延ば

しの不当性をJSCに対して質問しました。その際に開示決定通知書をA1版に拡大してパネルにして不当性を訴えました。別の日に行われた「神宮外苑と国立競技場を未来へ手わたす会」のシンポジウムで久米設計による耐震改修基本計画が開示日時を勝手に引き延ばされて入手できない経緯をスクリーンに映して説明しました。どちらの会にもマスコミ記者は大量にきていました。しかしながら確認取材すらありませんでした。当然記事になるわけありません。具体的な資料をつけて経緯を説明しても記事はおろか取材すらしてくれない。私は新国立競技場問題に今も怒りの感情をもっています。

私が話すとは本音バリバリのこういう感じになってしまいました。私これは事実です。そして、敷地面積問題等で抵抗する舛添都知事（当時）を屈服させ、建築を進めるわけです。

まず、二〇一四年一月、霞ヶ丘アパート住民に対して『最終移転について』で、移転先として、神宮前、新宿若松町、百人町の三箇所を示しました。先ほど述べましたが、日本青年館は高さ八〇メートルまで上げて立派なものを建て、霞ヶ丘アパート住人は三箇所に近いやられるわけです。住民が追い出されたらどうなるかといえは、オリンピックのための公園になるので、誰もが二度と戻ってこれないに違いないと思うはず。

それに対して東京都がやったことは、四月一日日にアパート住民に対して出した『移転説明会開催のお知らせ』でわかります。移転先住居の使用許可が二〇一六年一月の予定、建替等に伴う家賃の減額は通常の都営住宅建替と同様の措置しかとりません。オリンピックのために追い出されるといふ特殊性はぜんぜん考えてなくて、通常の建替と同じ程度にしか思っていないわけです。

その翌々日、六関係権利者の明治神宮、JSC、(財) 行動技術推進協会、伊藤忠商事、日本オラクル、三井不動産の間で『神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書』を締結しました。これは何かというと、現在の神宮球場とラグビー場の位置を入れ替えて真ん中にスポーツ関連施設を造るという覚書です(資料1「国立霞ヶ丘競技場周辺地図」参照)。ここをスポーツ施設にすることの意味は、スポーツ施設だから高さ五〇メートルとか八〇メートルのものにはたぶんならない。そのぶんを空中権として買ってもらおうということでしょう。空中権を買いそうところは、日本オラクルとか伊藤忠商事、三井不動産などの大地主ではと噂されています。ここでも自分たちが得をするような再開発ではと勘ぐってしまいます。

先ほど、榎さんたちが頑張って建築がうまくいっていないという話を紹介しましたが、新国立競技場の当初案である「ザハ案」は無理があり、面積が狭いうえに物理的に建たないものを建てようとしても結局うまくいかない。下村文部科学大臣が、計画が良くないのではないかと言ったのが、二〇一五年の六月二十九日です。そして、七月一七日、安倍首相が新国立競技場整備計画の再検討を表明しました。その間の東京都の動きはひどく、この場所は文教地区に引つかかるのでこのままでは建たないということで、用途規制を緩和するため、六月二十九日に、東京都建築審議会を開催して話し合っています。が、「当該地区計画の区域における業務の利便の増進上やむを得ないと認めて許可したい」、これでもいいやという話になったのです。国の方でオリンピックの施設はまずいという話が出ているのに、東京都はこのままでいこうと話をしていて、都民を守る気がない状況がよくわかる。

そして八月四日、参議院文教科学委員会における遠藤担当大臣の答弁があります。都市計画の変更はザハ案を基にしていて、そのザハ案が七月の時点でダメになったので、当然都市計画も変更するののかとの質問に対して、見直しをするのは新国立競技場の本体だけ、ここに造る建物の部分だけが見直しであって都市計画はそのままいくと表明し、そのまま続いています。

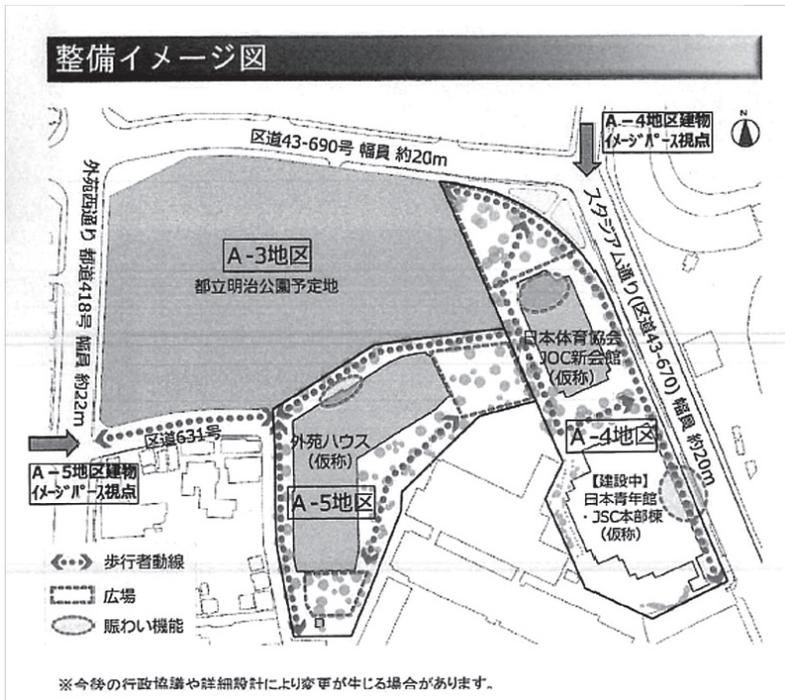
だからぜんぜん見直しになっていないと私は主張し、マスコミの一部の人たちも「そうかもしれないね、頑張って記事を書くよ」とか言い、期待していましたが記事にはなっていません。こんなことばかりです。

第四期 新国立競技場周辺の神宮外苑再開発に手を伸ばす (二〇一五年後半)

四期目は、新国立競技場周辺の神宮外苑再開発に手を伸ばす時期です。再度、資料2「計画図」を見ていただきますが、A1からA4地区の下に「A地区」と書かれている部分があります。ここは先ほど述べた六関係権利者が取り決めたところです。そしてA3地区(都営アパートのあった所)の下の黒くなっている部分では外苑ハウスをどうするかというのが現在の検討事項になっています。最初に大きく再開発をすることだけ決めて、具体的なことは小出しにしているのがこの部分です。

同時並行的に都立代々木公園にある日体協(公益財団法人日本体育協会)の岸体育館(岸記念体育会館)をどうするかという検討もなされています。オリンピックの施設として代々木体育館を使うというのは決まっていたのですが、岸体育館をどうするかは

[資料3]



決まっています。それが二〇一五年八月二四日、東京都のオリンピック・パラリンピック準備局から再開発を中心にした都市整備局に対して、代々木公園の隣にある岸体育館部分を大会運営用地に使えないかという検討依頼の文書が出ています(「代々木競技場の隣接地における大会運営用地の確保に関する検討について(依頼)」)。そして、九月二八日に、都市整備局から「都市計画公園代々木公園の事業化について(協議)」という文書が出

ます。代々木公園は、イベントとかでもよく使われるところですが、岸体育館とは大きな道路で隔てられていて、あんな場所を買って代々木公園と一体の整備になるのかと思うのですが、東京都はあの部分を一体化して公園にすることを決めました。それが、この文書です。

「あんなところ買うのだったらNHKを買えばいいでしょ」と私が東京都の職員に言うと、「NHKは売る気もなくて」。そういつたことを延々とやりながら私は情報公開してきています。こういう形で、提案をホイホイ受けて進めるのが今の東京都です。外苑ハウス問題はここで本格的に動きます。岸体育館は日体協の持ち物で、そこを優先整備区域として東京都が買うことを決めました。そうすると日体協の移転先が必要になり、どこにしようかと。そして、東京都の土地(都立明治公園こもればテラス)と、外苑ハウス、JSCの旧テニスコートの三箇所にもたがるような形で造ることが決まり、いま建設中です(資料3「整備イメージ図」参照)。民間の外苑ハウスの一部が真ん中に入っているのです、この部分を削り、ぜんぶ東京都の土地にして、外苑ハウスは面積が減った分を容積率・高さ制限を緩和超高層ビルを建てることによって、資産価値のプラスマイナスをナシにしようという、インチキ臭いことをやっています。

外苑ハウスの人たちは、出口は二箇所あったのがスタジアム通り口がなくなり一箇所になって不便にはなるのですが、その代わり高い建物が建てられるようになった。しかし、道を挟んだ隣の都営アパートの人たちは、ここには一生住めなくて他の土地へ引越すと。そういう不公平以外のなものでもないことをやっているわけです。

二〇一五年一月二二日、日本体育協会から東京都に対して『新宿区霞ヶ丘町付近への移転について』という要望を出しています。東京都が区画整備をやることを知った日体協が、自分たちに売ってくれという要望書です。これに対して翌二〇一六年一月七日、いいですよという回答をしています。また、一月一四日に、日本青年館・JSCと日本体育協会・JOCが、日本青年館・JSC事務所と日体協・JOC新会館についての「基本協定書」というのを締結します。それは、東京都とJSCの土地にまたがるようにして日体協が建物を造るので、人の土地に造る場合はどうしましようという話し合いです。JSCにかかる部分を有料にするかどうか、と。

JSCが国立競技場を造るために明治公園を使う時にはどうしたか？金払っていません。自分たちが関わる場所ではしっかり金を取るという話し合いをしても、東京都には払わない。日本青年館も、その所有者の財務省も損はしていません。一方的に損をしているのは東京都です。すなわち私たち都民ということになります。最初は有料で決まった話なのに、いつのまにか取らなくなったというおかしな話です。

最終的にそれが決まったのが二〇一六年一月二六日の東京都公有財産運用委員会です。「土地の一時貸付及び無償貸付について」というのが可決されました。オリンピック期間まではただで貸しますと。「オリンピック期間が終わったらどうなるんですか？」と私が東京都の職員に聞くと、「検討します」。「オリンピック期間にとれなくて、オリンピックが終わったあと有料にできるのか？」「頑張ります」(笑)。「取れないなら取れないと正直に言えよ」「知事も替わったのでどうなるかわかりません」と。「取れない」

という責任問題になるので「取るように頑張ります」と答ええますけど、結局頑張りませんでしょう。こういうことを、延々とやってきました。

外苑ハウスの部分は再開発促進区として大きな建物を建ててもいい、ということになっていたのですが、高さが決まっていなかったので高さを決めました。資料2計画図のA3地区は都立霞ヶ丘アパートがあつたところで公園になるところだから高さはそのままでいいが、外苑ハウスの部分は新たに建物を建てるのでここは八〇メートルにすると。そして日本青年館の建物が建つ部分(旧国立競技場西庭球場)も八〇メートルで、その北の明治公園の部分(こもれびテラス)も八〇メートルにすると。だから、自分たちが建物を建てる場所は上げて公園部分は上げないというわけで、露骨に利益誘導しているわけです。取材にきたマスコミの人も、このことについておかしいと思うので、記事にしてくれと言うと、頑張りますと言って、結局デスクを説得できませんでしたとなる。こんなことばかりです。

結局のところ、建物が三つ建つことになってしまいました。日本青年館は完成しました。高さが七メートル、地上一六階、地下二階、駐車場が九二台分です。日体協が高さ六〇メートル、地上三四階、地下一階で、駐車台数四六台です。外苑ハウスは住居ということもあって、高さ八〇メートル、地上二二階、地下二階で、駐車場が一八〇台入るといふこと(資料2「整備計画の概要」(A4地区、A5地区))。

ツアーで観てきた方はわかるとおり、イベントなどで歩行者だけでもこのあたりはいっぱいでしたね。こんなところに一八〇台とか二〇〇台の車が通れるのかと思いますけど、通すのでしょ

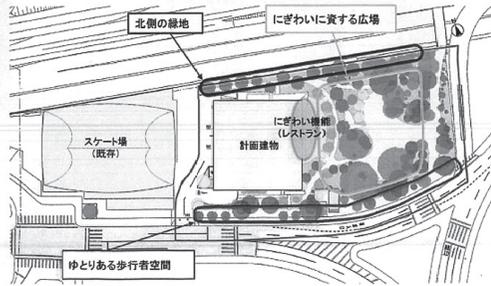
開発整備の基本方針

- ① 地区特性を踏まえたにぎわい・交流に資する施設の整備
- ② みどりの利活用を通じた、緑豊かなオープンスペースの整備
- ③ 誰もが利用しやすい、安全・快適な歩行者空間の整備
- ④ 地域の防災性向上に資する広場の整備

空地の主な整備方針

- イベント等に活用可能な設えとするとともに、建物に配置する賑わい機能（レストラン）と連携した広場を整備する。
- 歩道と一体的なゆとりある歩行者空間を整備する。
- 北側の景観にも配慮し、緩衝帯となる緑地を整備する。
- 既存樹を保存しつつ、見通しの良い緑化計画とし、緑豊かで憩える空間を整備する。
- 広場内にマンホールトイレを設置する。

整備イメージ



計画建物概要等

建物名称	(仮称) 神宮外苑ホテル
事業者	宗教法人 明治神宮 三井不動産 株式会社
整備計画地	東京都新宿区霞ヶ丘5-1
整備区域の面積	約8,470㎡ (内、ホテル敷地約4,330㎡)
建築面積	約1,730㎡
延床面積	約15,800㎡
容積対象面積	約14,700㎡
主要用途	ホテル、レストラン、駐車場等
建物高さ・階数	建物高さ約50m・地上13階
駐車台数	約50台

整備スケジュール

平成29年度 冬頃 : 着工
平成31年度 夏頃 : 竣工

イメージパース



ね。この地域の状況よりも自分たちの再開発優先というのがそのあたりにも見えてきます。

それから、ちゃんぽん屋で有名な水明亭がある所(明治神宮アイススケート場の東)。

ツアー参加者のみなさんには説明しましたが、ここは都市計画変更になっていなくて、ここ全体が大きなものを造ってはいけないという規制があり、そのままだと五〇メートルのホテルを造れません。それで、この部分をA6地区として高さを上げて、ここにも一三階建てのホテルを造るぞ、ということになりました(資料4「整備計画(案)の概要(A6地区)」)。

小池都知事は、都知事選でオリンピック予算を見直すといっていたのに、ぜんぜんやっていません。二月一日に、新国立競技場が着工したということで、小池さんはぬけぬけとその式典に公用車を使って出席しています。私はいちおう抗議文を出しました。さっき言いましたとおり、都立明治公園の敷地を貸すのに、お金を取るというのならともかく、取れていません。都営アパートの住民も追い出されています。そういう形で都民は重大な影響を受けている人もいます。明治公園はみなさんも使われていると思いますし、私も使っています。そして、ここはデモに使われている公園ですよ。この公園が都営アパートの部分と人工地盤部分に移り、同じようにデモで使えるようになるかという、たぶん使えないと思います。デモだけではなくて、イベントなどにもいっぱい使われていて、それらも同じように使えるかどうかかわらない。

沖縄県知事は基地問題があつて、この前の式典には行かなかったですよ。霞ヶ丘競技場を造ったのは東京都ではないので、沖

縄県知事同様、欠席で抗議の意志を示せばよいのに、やっぱり小池さんはオリンピック反対じゃないんですよね。そこでは「一緒に頑張ります」みたいなことを言ったとか、マスコミの人が言っていたので、たぶんそうなんだろうなと思います。入口で「僕も入りたいんですけど」と言ったら、あなたはダメでしょう、と入られてくれませんでした（笑）。

(4) なぜ、条件が悪いにもかかわらず神宮外苑地区に

メインスタジアムを建設しようとしているのか？

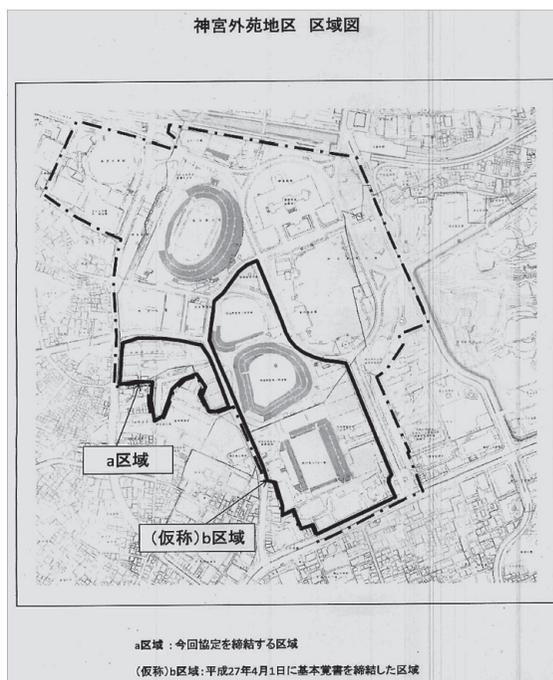
いちおう、一期から四期までについて話をしました。それで、なぜ条件が悪いにもかかわらず神宮外苑地区にメインスタジアムを建設しようとしているのか、という問題です。やっぱりJSCをはじめとするこの人たちのせいだし、森喜朗氏のせいだと思う。二〇一六年の晴海案では、この人たちはぜんぜんメリットをうけません。なぜかというと、晴海の土地はぜんぶ都有地です。だから、東京都が再開発して、地下鉄や道路を造り、東京都が儲かりますけど、この人たちは建築とかに関われる可能性がないわけではないですけど、儲けは少ない。でも神宮外苑でやると儲かる。森喜朗氏が国立競技場を大きくするといったのもラグビーのためで、それで国立競技場建設や再開発にOKという世論は作れないだろうけど、オリンピックだったら反対もしづらいだろうという話でしょう。これは私の推測ですが、根拠がないわけじゃなくそんなに違ってないと思う。

(5) 今後の問題は？

最後に今後の問題ですけど、現在進行中の問題は、都立明治公園もれびテラスの部分に日体協のビルを建設する問題。この土地をいくらで売買するか。代々木公園にある日体協の敷地と、新しく建設する神宮外苑の敷地は、面積も土地の価値も違うので、単なる交換にはならないし、その調整をいまやっています。資料（パンフ巻末）の「新国立競技場建設時系列表」の最後のあたりがその部分です。

あと、いずれ出てくる問題として、サブトラック建設問題があります。どこにつくるか、です。東京体育館の下の部分が、可能性としては高いでしょうか。軟式野球場のあたりは、銀杏並木と絵画館があつて、計画図のB地区にあたり、自然環境と景観を守るといつているところです。大きな建物を建てるとなると都市計画を変えなくてはいけなくて、問題になるかな、と思います。右翼の人ならば「聖徳記念絵画館」・天皇施設を守れ、みたいな話になるはずなんですけど、そういうふうにはなっていないようです。それはともかく、このあたりの景観問題はまた新しい課題となつてくると思うので、景観関係、環境関係の人たちが出てきてくれるといいかと思っています。

それから、神宮外苑地区b区域（資料5「神宮外苑地区区域図」参照）問題というのがあります。今も野球とかラグビーで使われている球場を入れ替えたりすると、その間使えなくなるので、野球やラグビーファンの人たちから、オリンピックに反対ではないけどそういうのは横暴だという声があがれば、オリンピック反対派としてもプラスにはなるし、そこらへんも課題かなということですよ。



そもそも条件がひどいところに無理矢理つくっているの、どんな形でも、もめます。もめるのをうまく活かせなかったら、それは反対派の力不足だろうと感じながら、マスコミにバカヤローとか言いながら、続けています。これで話は終わります。ありがとうございます。

質疑

司会…国立競技場建設にまつわる現在までの話を一気に話していただきました。ありがとうございます。では、質疑に移って

いきたいと思います。

質問A…参考資料2の神宮外苑地区区域図にはa区域、b区域とあり、資料5の計画図ではA地区、B地区とあります。そして、広さも違っているように見えるのですが、これは何が違うのでしょうか。

アツミ…資料5のa区域、b区域と資料2のA地区、B地区は違います。資料2のB地区は絵画館といちよう並木周辺でそのまま。A地区は再開発促進区にして、A-1からA-4まで。資料5のa区域はA-3、A-4と外苑ハウスです。詳細は資料3を参照下さい。b区域は秩父宮ラグビー場から神宮第二球場まで、協議しているので情報公開請求したら不確定な資料は出せないと非開示です。このままでは計画が固まって反対ができない状況にならないと公開されたいでしょう。警告しました。後は優秀な市民運動の方がやって下さい(苦笑)。

質問B…話を聞いていて情報公開の大切さを実感しました。これは、おことわりリンクなど市民運動にぜひフィードバックしていただく形で、運動としてやっていくべきことだと思えました。マスコミがその重要な情報を出さないということも含め、そのあたりは市民運動の課題であるとも思いました。

アツミ…マスコミが書かないというのにはいくつか理由があつて、まず私がオリンピック反対であるということです。国立競技場問題を都市計画中心に取り組んでいる人は少ないらしく、取材

には来るが、なかなか記事にしない。資料が表に出れば国立競技場問題は止められる。そこまで行かなくても改善できる可能性はあると、もりまゆみさんたちの「神宮外苑と国立競技場を未来へてわたす会」にコピーを渡したりしてました。

マスコミが記事にしないことの理由には、うさん臭い話はたくさんあるけど、一〇〇パーセント法律違反かと言えばそうではない。いまは百パーセント違反でなければマスコミは書けないらしく、住民が追い出される事態はひどいけど、それだけではデスクがOK出さないとか。この話は愚痴ばかりになるのでやめますが
(笑)。

質問C…たくさん情報公開されているなかで、これはとても重要というのがあれば教えてください。また、公開請求しても出てこない資料とかほしい情報とかあれば教えてください。

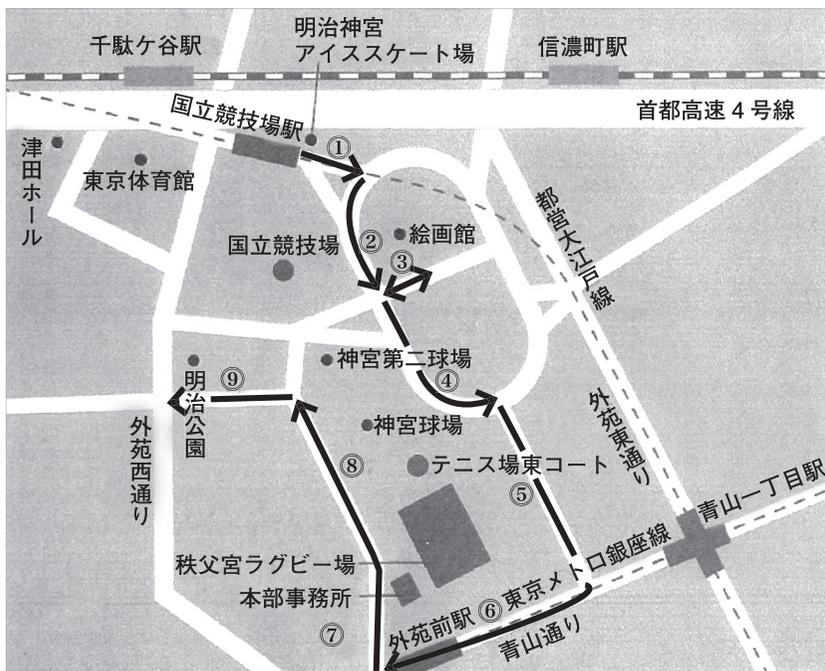
アツミ…私は主に渋谷区のことと東京都のことをやっています
が、デモなどの警察警備や規制に関する情報など、人があまりやっていない情報をとったりもしています。沖繩に機動隊が行った時も、情報公開請求しました。神宮外苑に関して知りたいのは経緯です。ある程度確定すると出てくるんですけど、未確定情報は公開されないんですね。先ほど話しましたが、六地権者の話し合いをやっているのはわかっているけど、三年間に一八回くらいやっているのにそれは出さないですね。最初に協定書を出しているけど、その中身は少しずつ変わっていくし、ただそこを知ることができないということになります。情報公開で出てこない部分は、議員やマスコミにやってもらうしかありません。マスコミ

ミが頑張ってくれるともう少し状況はマシになると思います。

司会…そろそろ終わりの時間が来ました。今日は、フィールドワークとして神宮外苑地区をまわりながら説明を聞き、その後の学習会という、ややハードで濃厚な時間となりました。お疲れさまでした。これからも、第二回、第三回とフィールドワークができればと思います。アツミさん、ありがとうございました。

東京五輪のメインスタジアム建設が進む神宮外苑の再開発地区を歩く

フィールドワークの記録



[写真 1]

① 千駄ヶ谷駅「写真1」↓外苑橋（新国立競技場工事現場全体把握）「写真2」↓水明亭（ホテル建設予定地）「写真3」

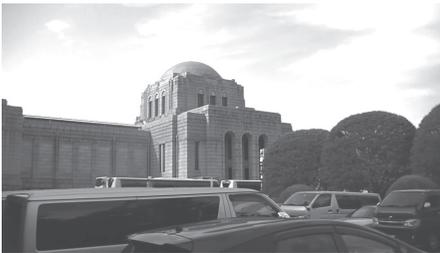
- ② 旧国立競技場外周（高い鋼板におおわれる外観をみる）〔写真4〕
 - ③ 絵画館〔写真5〕（新宿区天然記念物スタジイ移植〔写真6〕↓折り返し）
 - ④ 軟式野球場・神宮室内競技場外周
 - ⑤ いちよう並木（景観・サブトラック建設問題）〔写真7〕
 - ⑥ 青山通り左折（三井不動産ビル通過）
 - ⑦ スタジアム通り左折（イベント通行人の多さ）〔写真8〕↓
- J S C 仮設事務所〔写真9〕〔右側。正面は秩父宮ラグビー場〕



〔写真2〕



〔写真3〕



〔写真5〕



〔写真6〕



〔写真4〕



[写真 8]



[写真 7]



[写真 10]



[写真 9]



[写真 11]

- ⑧ 都立青山高校、國學院高校↓外苑ハウス（解体中）「写真10」、
 日体協ビル、都立明治公園こもれびテラス「写真11」（左が日本
 青年館・JSC本部棟。正面が解体中の外苑ハウス。フェンス手
 前がこもれびテラス）
 ⑨ 日本青年館跡地、都立霞ヶ丘アパート前（高い鋼板に覆われ
 る）↓仙寿院交差点（通称お化けトンネル）

協会・日本オリンピック委員会新会館（仮称）建築計画の標識設置届を提出する

● 2017年（平成29年）

1月25日

東京都都市整備局、建設局による『霞ヶ丘町付近土地区画整理事業の仮換地に関する取扱い方針』。公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会への売却と売却までの間、組織委員会へ有償一時貸付の方針を示す。

1月26日

『霞ヶ丘町都有地に係る不動産鑑定評価業務委託の実施について』（28都市政土第979号）

1月31日

東京都知事小池百合子、日体協会長張富士夫に対し『新宿霞ヶ丘町付近への移転に係る仮換地の売却等について（通知）』を出す（28都市政土第1006号）

2月3日

公益財団法人張富士夫、東京都知事小池百合子に対し『新宿区霞ヶ丘町付近への移転に係る仮換地の売却等について（回答）』（28日体協総務発第227号）

2月16日

日本青年館理事長職務代行常務理事山本信也、JSC理事長大東和美、日体協会長張富士夫『覚書』締結

※日本青年館・JSC本部棟と日体協・JOC新会館について、建築基準法に基づく連担建築物設計制度を活用するための覚書

*年表は27ページからご覧下さい。

7月22日

東京都と6関係権利者（宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター、一般財団法人高度技術社会推進協会、伊藤忠商事株式会社、日本オラクル株式会社及び三井不動産株式会社）により『神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に関する合意書』締結（28都市政土第370号）

8月8日

宗教法人明治神宮、三井不動産株式会社、新宿区長に対し『東京都市計画神宮外苑地区地区計画企画提案書（A-6地区）』を提出

8月10日

『都立公園の位置、区域及び面積の変更について（明治公園）』（28建公公第295号）

8月18日

JSC理事長大東和美、新宿区長に対し新国立競技場について『緑化計画書』を提出する

8月22日

新宿区、『都市公園の廃止及び新宿区立公園条例施行規則の改正について（かすみ児童遊園）』（28新みみ管第958号）

9月5日

東京都建築審査会開催。建築基準法第48条第4項ただし書き（用途規制の緩和）に伴う観覧場ほかの新築に伴う用途規制の緩和に係る許可について議論。「本計画は、法68条の3第6項の規定により読み替えられる法48条第4項ただし書きの規定により、地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画の区域における業務の利便の増進上やむ得ないと認めて許可したい」と結論

9月5日

東京都市整備局長邊見隆士と株式会社都市計画設計研究所代表取締役関口太一との間で神宮外苑地区まちづくり調査・検討等業務委託（覚書締結地区）『委託契約書』締結（28都市総企契371号）

10月12日

『霞ヶ丘町付近土地地区画整理事業事業計画書』（東京都告示第1722号）

10月17日

土地鑑定評価委託について【東京都市計画公園事業第5・7・24号代々木公園】（28建用用第97号）

10月31日

四谷第6小学校にて神宮外苑地区地区計画（A-6地区）における地区整備計画策定に伴う地区計画変更）説明会

11月10日

日本青年館理事長小里貞利、JSC理事長大東和美、日体協会長張富士夫、JOC会長竹田恆和『合意書』締結

11月22日

『霞ヶ丘町付近土地地区画整理事業の仮換地指定について（協議）』（28都市整区第358号）

12月11日

新国立競技場整備事業起工式に小池都知事出席

12月22日

日体協会長張富士夫、東京都知事小池百合子に対し『新宿区霞ヶ丘町付近への移転に係る仮換地予定地の売却等について（依頼）』を出す（28回体協総務発第206号）

12月27日

日体協会長張富士夫、東京都知事に対し日本体育

付近への移転について（要望）』（第27回体協総務発第235号）

● 2016年（平成28年）

1月7日

東京都、日本体育協会に対し『新宿区霞ヶ丘町付近への移転について（回答）』（27都市政土第835号）

1月14日

日本青年館・JSCと日本体育協会・JOC、日本青年館・JSC事務所と日体協・JOC新会館についての『基本協定書』締結

1月26日

東京都公有財産運用委員会にて「土地の一時貸付及び無償貸付について」原案可決

1月27日

東京都知事外添要一とJSC理事長大東和美との間で『一時使用目的のための土地の無償貸付契約書』締結（27オ大開第191号）

2月9日

日本体育協会及びJOC、四谷区民センターにて「日本体育協会・日本オリンピック委員会新会館（仮称）建設計画等に関する説明会

2月15日

外苑ハウス管理組合、港区長に対し『東京都市計画神宮外苑地区地区計画提案書第1部（A-3、A-4、A-5地区第2部A-5地区）』を提出（27港街計第3656号）

2月15日

日体協及びJOC、港区長に対し『東京都市計画神宮外苑地区地区計画提案書第1部（A-3、A-4、A-5地区）』及び『東京都市計画神宮外苑地区地区計画提案書第2部（A-4地区）』を提出（27

港街計第3657号）

2月18日

港区街づくり支援部長から東京都に対し『東京都市計画神宮外苑地区地区計画企画提案書の送付について』（27港街計第3656号及び27港街計第3657号）

4月2日

第68回外苑ハウス管理組合臨時総会にて「霞ヶ丘町付近土地画整理事業計画及び基準の同意の件」が議案にかかる

4月18日

東京都、区立青山中学校にて「神宮外苑地区に係る都市計画案の作成に向けた説明会」

5月9日

『土地画整理事業に係る同意について（回答）』

5月31日

東京都、千駄ヶ谷区民会館にて「神宮外苑地区地区計画に係る都市計画案の説明会」

6月9日

東京都知事、国土交通省関東地方整備局長に対し『都市計画事業認可申請書』（都市計画公園の事業認可について（申請）（代々木公園））を提出（28建公計第44号）

※用地費として110億5330万、物件補償費として41億円、築造費として7030万、計152億2360万の事業費をつける（うち国庫補助は50億6848万3000円）

7月1日

国土交通省関東地方整備局長、東京都知事に対し、東京都市計画公園事業につき、都市計画法第59条第2項の規定により、許可する（国関整計管認第1号）

推進対策特別委員会において全面協力を表明

9月28日

都市整備局、建設局長に対し『都市計画公園代々木公園の事業化について（協議）』（27都市政緑第300号）

9月29日

都市整備局都市づくり政策部長及び都市づくり政策部緑地景観課長、「都市計画公園・緑地の整備方針」都区市区町村合同改定検討委員会市町委員会委員宛及び「都市計画公園・緑地の整備方針」都区市区町村合同改定検討委員会東京都委員市街地整備部企画課長に対し、『「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」における「優先整備区域の拡大」の運用について（協議）』（27都市政緑題346号）

10月30日

都市整備局長安井順一、東京都水道局長宛『都市計画公園の事業化について（照会）』（27都市政緑第433号）

10月30日

都市整備局都市づくり政策部長及び都市づくり政策部緑地景観課長、「都市計画公園・緑地の整備方針」都区市区町村合同改定検討委員会市町委員会委員宛及び「都市計画公園・緑地の整備方針」都区市区町村合同改定検討委員会東京都委員市街地整備部企画課長に対し、『「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」における「優先整備区域の拡大」の運用の改定について（通知）』（27都市政緑第434号）

11月5日

日体協、説明会として四谷区民ホール利用申請書を出す

11月6日

『明治公園の再編整備に伴う諸手続、樹木及び工作

物等の取扱方針（改定）』（27建公計第172号）

※こもれび広場部分は、都市整備局の施行する区画整理事業に合わせ、2016年7月1日付けで都市整備局に所管換えし、所管換前に廃止。廃園日については樹木調査・移植準備・土壌汚染調査の状況に応じ、決定。2016年4月1日以降は、東部公園緑地事務所による直営管理とする。

11月17日

東京都知事外添要一と外苑ハウス管理組合との間で『神宮外苑地区（a区域）土地区画整理事業に係る協定の締結について』（27都市土第443号）

11月30日

東京都水道局長、都市整備局長あて『都市計画代々木公園の事業化について（回答）』（27水総施第141号）

12月1日

『都市計画公園・緑地の整備方針（改定）における優先整備区域の拡大について』（27都市政緑第435号）

12月1日

JSC 理事長大東和美、東京都知事外添要一に対し『都有地借用申請書』（日ス振新運第64号）提出。
※新国立競技場建設用地として、権限取得前に新国立競技場の着工開始理由

12月15日

『（仮称）新宿区霞ヶ丘町付近土地区画整理事業の実施に関する公表について』（27都市政土798号）

12月21日

JSC、四谷区民センターにて「明治橋等とりこわし工事住民説明会」開催

12月22日

日本体育協会から東京都に対し『新宿区霞ヶ丘町

動技術推進協会、伊藤忠商事、日本オラクル、三井不動産）との間で『神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書』締結

5月28日

東京都、JSC から申し出があった建築基準法第48条4項ただし書き第6項ただし書きに関する公聴会開催

6月1日

東京都知事舩添要一、JSC 理事長河野一郎、外苑ハウス管理組合との間で『神宮外苑地区（a区域）まちづくり基本協定書の締結について』（27都市政土第89号）

6月15日

東京都と日本不動産研究所の間で「土地鑑定評価委託契約」締結（27オ総総契第4013号）※契約金額810万

6月23日

JSC 理事長河野一郎、新宿区教育委員会宛『現状変更等の着手届』提出。

※国立競技場改築に伴うスタジアム移植工事。都立明治公園から絵画館横に仮移植

6月29日

東京オリンピック・パラリンピック調整会議で下村文部科学大臣が新国立競技場の整備計画案を説明

6月29日

東京都、東京都建築審議会開催。建築基準法第48条第4項ただし書き（用途規制の緩和）に伴う観覧場ほかの新築に伴う用途規制の緩和に係る許可について議論。「地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画の区域における業務の利便の増進上やむ得ないと認めて許可したい」と結論

7月17日

安倍首相、新国立競技場整備計画の再検討を表明。

8月4日

遠藤担当大臣。参議院文教科学委員会の答弁でゼロベースの検討対象は、東京オリンピック・パラリンピックのメインスタジアムである新国立競技場の本体の設計、施工のみ表明。

8月5日

日本青年館・日本スポーツ振興センター本部棟新営工事の建築確認証交付

8月7日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からオリンピック・パラリンピック準備局に対し『代々木競技場隣接地に関する検討について（依頼）』（27TOKYO2020 会会一第16号）

8月14日

日本不動産研究所、東京都に対し『不動産鑑定評価書』提出

8月24日

オリンピック・パラリンピック準備局から都市整備局に対し『代々木競技場の隣接地における大会運営用地の確保に関する検討について（依頼）』（27オ大開第73号）

8月28日

第四回閣僚会議開催。新国立競技場整備計画が決定

8月28日

新国立競技場の建築許可申請取り下げ

9月17日

舩添知事、都議会オリンピック・パラリンピック

12月20日

JSC、東京都に対し新国立競技場整備のための東京下水道千駄ヶ谷幹線の盛替え工事に先立つ埋蔵文化財調査及び土壌汚染対策として『公園占用許可申請書』及び『風致地区内木竹伐採許可申請書』を提出

12月20日

東京都公園緑地部長、東部公園緑地事務所長に対し『新国立競技場整備に関する許可対応について』（25建公第732号）で、現時点で添付できない資料（明治公園整備計画、緑化計画）については、本事業の公共性に鑑み、申請時に別紙「誓約書」を添付させることでこれに代えるとする。

12月27日

東京都、JSCに対し、風致地区内の木竹伐採許可（25東公管風7号）

● 2014年（平成26年）

6月13日

JSC、新国立競技場基本設計（案）概要説明会

9月3日

JSC理事長河野一郎、新宿区長に対し国立霞ヶ丘競技場等とりこわし工事南工区及び北工区標識の設置報告書を提出

9月10日

内閣府政府調達苦情検討委員会、苦情申立て受理

9月12日

JSC、日本青年館大ホールにて「国立霞ヶ丘競技場等とりこわし工事（北工区・南工区）」説明会

9月30日

内閣府政府調達苦情検討委員会、入札やり直し提案。JSC受け入れ

11月19日

霞ヶ丘アパート住民に対し『最終移転について』が示される

※移転先として神宮前2丁目、新宿若松町、百人町4丁目第4・百人町4丁目第5の3カ所

12月26日

東京都、日本不動産研究所と「土地価格等調査委託契約」締結（26才総総契4033号）新国立競技場の整備予定地内に所在する所有地の処分方針及び立体都市公園の管理運用の策定の参考とするため※契約額1188万円

● 2015年（平成27年）

2月20日

JSC、新宿区長に対し、新国立競技場（仮称）新営工事の『緑化計画書』提出

3月4日

JSC、日本青年館とりこわし工事及び新国立競技場建築計画説明会

3月20日

日本不動産研究所から「土地価格等調査委託（新宿区霞ヶ丘町）調査報告書」提出

4月7日

新宿区、JSCの『環境影響評価書』認定

4月15日

霞ヶ丘アパート住民に対し『移転説明会開催のお知らせ』が出される

※移転先住居の使用許可が2016年1月の予定、建替等に伴う家賃の減額制度は通常の都営住宅建替と同様の措置しかとらない旨示される

4月17日

東京都、6関係権利者（明治神宮、JSC、（財）行

計画と区のマスタープランの整合が必要である。その区との調整を出来るだけ早期に始めたい。スケジュールについて、施設計画は細部まで決める必要はなくて、たとえば高さの最高限度とか、容積率の最高限度であるなどのことをこのエリアできめること」

「管理棟の上部にサブトラックが描かれているが、今決まっているのは2019年のラグビーワールドカップ。その時にはサブトラックはいらない。2020年にオリンピックが来たら、その時にはサブトラックは必要だが、必ずしも恒久的な施設である条件ではないので、サブトラックの場所を決めなくても都市計画を行うことは可能」

「施設を全部詰め込むような計画にみえる。少なくとも競技場と周辺とのアクセスを2020年に向けて、一番決めなければいけない。緑の部分の都市公園は、青山通りからJRのあたり一帯は弾力的に都市計画を動かせるように、段階的にやっていく必要がある」

8月26日

東京都、都立霞ヶ丘アパートへの住民説明会

11月15日

第4回国立競技場将来構想有識者会議にて、ザハ案をデザイン最優秀賞に選定

11月27日

JSC（新国立競技場設置準備本部）、「(神宮外苑地区地区計画) 企画提案書提出に係る地元説明会」※企画提案書提出に係る地元説明質疑応答概要のみ記録

12月4日

JSC、近隣3区に『東京都都市計画神宮外苑地区地区計画企画提案書』提出

また、JSC、東京都に『神宮外苑地区地区計画の決定における企画提案書の提出に係る神宮外苑地区内の地権者の同意について（お願い）』（日ス振

運第73号）提出

12月28日

『神宮外苑地区地区計画の決定における企画提案書の提出に係る神宮外苑地区内の地権者の同意について（回答）』（24建総企第524号）

● 2013年（平成25年）

1月7日

東京都、立候補ファイルを提出

2月13日

東京都第二建設事務所、警視庁代々木警察署連名の「警告書」が都立代々木公園周辺に貼られる。（期間3月8日まで。IOC評価委員会視察が3月4日から7日まで行われた）

2月22日

東京都、神宮外苑地区及び近隣住民向けに四谷区民センターにて『神宮外苑地区に係る都市計画案』の説明会

5月17日

東京都、神宮外苑地区地区計画変更決定

A-1地区第2種中高層住居専用地域（200%）→商業地域（300%）高さ30m

A-2地区第2種中高層住居専用地域（200%）→商業地域（300%）高さ75m

A-4地区第1種中高層住居専用地域（300%）→商業地域（400%）高さ80m

プラス明治公園四季の庭及び区道43-660号上部を立体的な範囲の区域に、都営霞ヶ丘アパートを明治公園に編入し、外苑西庭球周辺を明治公園から削除

9月8日

2020年オリンピックの開催都市に東京都決定

新国立競技場問題略年表

● 2009年（平成21年）

7月28日

2019年ラグビーワールドカップのホスト国に日本が決定

10月2日

2016年オリンピック開催都市リオデジャネイロに決定。東京落選

● 2010年（平成22年）

2月

NPO法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致委員会編集・発行、編集・東京オリンピック・パラリンピック招致本部『2016年オリンピック・パラリンピック競技大会活動報告書』

【晴海、霞ヶ丘の両地区について、敷地面積、各種法規制、交通アクセス、後利用等の観点から検討したところ、平成19（2007）年4月までに、霞ヶ丘地区でのオリンピックスタジアム整備は困難との結論に達した】

● 2011年（平成23年）

2月15日

ラグビーワールドカップ2019日本大会成功議連決議『国立霞ヶ丘競技場の八万人規模のナショナルスタジアムへの再整備等に向けて』

3月25日

久米設計『国立霞ヶ丘競技場耐震改修基本計画』

● 2012年（平成24年）

2月12日

東京都が申請ファイルをIOCに提出

3月6日

第1回国立競技場将来構想有識者会議開催

河野一郎（JSC理事長、日本ラグビーフットボール協会理事）発言の抜粋

「規模については、8万人規模をスタートラインに。参考資料の『国立霞ヶ丘競技場の八万人規模ナショナルスタジアムへの再整備に向けて（決議）』を見ていただきたい。これが公に見にされている最近のものであり、これを根拠としたい」

「スポーツの競技場でもあるが、これだけの規模のスタジアムは文化発信の場としても貴重。3大テノールも注目をあびた。そのとき以来重要性を増した。全天候型のスタジアムも要検討になる。多様な活用形態によって【稼げる】スタジアムにすることも検討していただきたい」

「現在競技場の立ち位置が赤いところだが、8万人規模となると、左側の明治公園、右側の明治公園、青年館までが建設敷地となる」

4月10日

第1回国立競技場将来構想ワーキンググループ施設建築部会開催

東京都安井順一技官（当時）の発言の抜粋

「都市計画は東京都が決めるものと、区市町村が決めるものがある。今回は、東京都が決められる再開発等促進区という手法。都市計画にかけて、段階的に計画が可能になりたい。東京都の都市

「東京オリンピックおことわり宣言」

巷では、東京オリンピックの会場問題をめぐる小池都知事とJOC、組織委員会の三つ巴の争いが連日のようにテレビ画面を賑わせている。確かに総経費2, 3兆円という資金がたつた2週間開催されるオリンピック・パラリンピックに投じられることは大問題だ。

しかし、この議論はオリンピックにまつわる他の問題を巧妙に隠蔽する効果を持っている。もともとオリンピックというメガ・イベントは社会の様々な矛盾を隠蔽するための装置として機能してきたが、今の論争はその傾向に一層拍車をかけるものとなっているのだ。

私たちは、東京オリンピックを「祝祭」ではなく「災害」として捉えかえしてみた。起点は安倍首相の「Under Control」発言であった。まさにこの発言が東京オリンピックを象徴していると言えるだろう。東京オリンピックが私たちにもたらすものは私たちの日常生活に対する「災害」であるという視点。

近代オリンピックは常に居住者の生活を破壊し、追い出し、そして自然を破壊しながら新規施設やインフラを構築してきた。昨夏のリオでは強制排除された市民は7万7千人を超え、荒らされた原生植物繁殖地は97万㎡。東京でも新国立競技場建設による都営霞ヶ丘アパート300世帯の立ち退き、明治公園における野宿者強制排除と日体協・JOCビル建設のための公園廃止など現住者の生活権を剥奪する暴挙が行われている。まさしくそれは「オリンピック災害」だ！

一方、臨時国会では上程されなかったが、東京オリンピックにおける「テロ対策」を大義名分とした共謀罪が登場しようとしている。私たちのこうした集会や会議でさえ数多くの公安刑事が監視の目を光らせている。何でも「テロ対策」と言えばまかり通るとでも思っているかのごとくだ。多くの「反オリンピック」を抑え込む市民監視が精緻化されようとしている。これも「オリンピック災害」だ！

教育現場においても「オリンピック読本」や「学習ノート」などが

都教委からばらまかれ、年間35時間の関連授業を強制されている。すでに「オリンピックは嫌だ」という声を上げられない雰囲気作りが進められつつある。オリンピック会場への生徒・児童の動員体制も強制されそうだ。これも子どもに対する「オリンピック災害」だ！

こうした「オリンピック災害」はほんの一部であり、様々なジャンルの「災害」がこれからますます顕在化してくるだろう。

本日の集会をもって私たちは「オリンピック災害」に対して「おことわり宣言」を宣言する運動を開始する。私たちはいまは身の回りに多くの「東京オリンピックおことわり」宣言(者)を見出すことができなにかもしれない。

しかし、3年半をかけて様々な場面や位相で「オリンピック災害おことわり」が交差するしなやかでかるやかな運動を展開していくことで、「おもてなし」を凌駕する「おことわり」を目指す。時には「オリンピック・スポーツ大好き」という人たちをも交えたディスカッションを通して「オリンピック災害」の意味の共有化への努力を惜しまない。

リオ(2016年夏)からピョンチャン(2018年冬)、東京(2020年夏)、そして北京(2022年冬)とオリンピック開催に対する市民による反対運動が存在し、私たちの運動もその連関の中にある。いまや世界的に見れば近代オリンピックは市民から支持されてきたとは言い難く、私たちはオリンピック反対の国際的連帯のつながりを大切にしていきたい。

私たちは決して孤立していない。多くの未だ見ぬ「おことわり宣言者」との出会いを求めて私たちは本日自らの「おことわり」を高らかに宣言する！「東京オリンピックなんていらぬ」と。

2017年1月22日

オリンピック災害おことわり！集会参加者一同